

栄養委員会指針

医療法人 泰一会
介護老人保健施設 みかじま

1.設置目的

衛生的で質の高いサービスの提供を目的に、個人の摂取・嗜好状況、嚥下状態を把握する。
定期的に嗜好調査を行い、委託業者と連携を図り、サービスの向上・改善に努める。

2.栄養委員会開催日

第3火曜日

3か月に1回以上

3.栄養委員会の役割

- ・検食実施について
- ・配膳・食事内容改善
- ・食事ケアについて
- ・食事全般アンケート実施
- ・衛生管理について
- ・食事介助(マニュアルに基づく)

栄養委員会規程

(目的)

第一条 当施設における施設内給食の改善及び食生活の向上を図ることを目的とする。

(構成)

第二条

- 1.委員は管理栄養士、委託給食会社職員及び各部署から選出された職員をもって構成する
- 2.委員長には、管理栄養士をあてる

(職務)

第三条 委員会は次の事項を運営、審議する。

- 1.利用者の栄養管理に関すること
- 2.栄養基準に関すること
- 3.献立、材料、調理及び盛り付けに関すること
- 4.栄養指導に関すること
- 5.喫食調査や嗜好調査、顧客満足度調査などの栄養課部門の改善に関する種々の調査や結果について
- 6.給食施設の設備、備品に関すること
- 7.給食の衛生に関すること
- 8.給食に関する業務に従事する者の衛生に関すること
- 9.栄養課と他部署の連携に関すること
- 10.食事に関する加算に関すること
- 11.その他給食向上のため必要と認められること

(委員会)

第四条

- 1.定例委員会は原則、少なくとも3ヶ月に1回開催する。
- 2.委員長は委員会の議長となる
- 3.委員長は、必要があると認めるときは関係者を会議に出席させ、意見を求めることができる
- 4.委員にやむを得ない事情がある場合は、所属部署の代理人を認める

(その他)

第五条

1. 委員会議事内容は、必ず議事録として書面に残し、2年間保存する
2. 議事録は総務課が保管するものとする
3. 議事録作成(書記)は委員内で輪番制とする

通所→2F→3F

(開催されない月は各部署より書面にて意見を集約し、委員長と副委員長が書記を担当する)

附則 この規定は平成24年3月24日より施行する。

令和7年4月1日より一部改訂

令和8年4月1日より一部改訂